

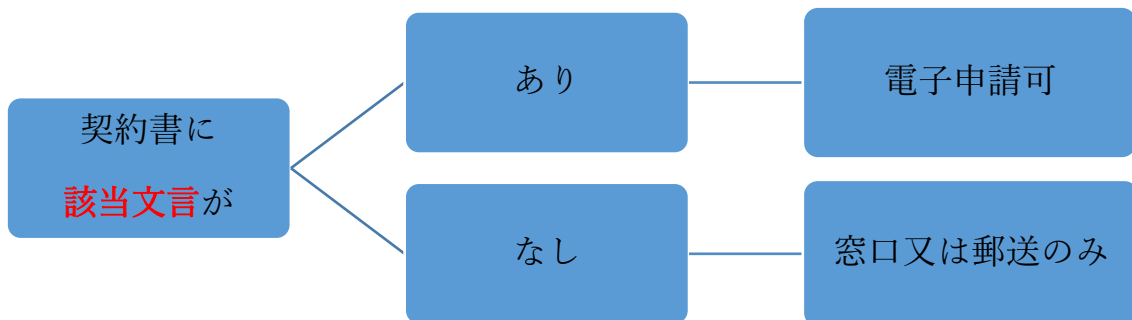
居宅サービス計画作成依頼（変更）届出の提出方法について

- (1) 電子申請（LOGO フォーム）の申請時のログインについて
アカウント事前登録必須。（過去の申請履歴等を見ることが可能）
- (2) 電子申請（LOGO フォーム）の申請時の届出書の添付について
不要。また、本人（家族）から居宅届を記入していただく必要はないが、契約書に該当文言（※）の追加が必須。

<該当文言（※）の例>

利用者（ ）は、事業者（ ）に以下のことを委任します。
居宅サービス計画作成（変更）依頼を電子申請で保険者に届け出ること。

- (3) 契約書の確認について
電子申請を利用したい事業所は、アカウント事前登録後、契約書の雛型を居宅届・仮申請フォームに添付。



※なしの場合、電子申請不可